奈良県告示第三百五十八号

次のとおり介護機関の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

平成二十三年十一月十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

年 平 成二十三	護予防訪問介護及び介	和町二 一一 一	う ありが と 	四○九 和町二丨一丨 十一十	株式会社
日 年 平 十一 成 一月 一	福祉用具貸与、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	八二十七七知町	ス ル メ 太 サ ディ 別 ビ カ	八二 一七 知町	太紀 宗具
日 年 平成二十一月一	業 居宅介護支援事	十六 大字北野一四 下野郡大淀町	ま 所ふくし 実 護	十六 大字北野一四 一六	ま 所 支援 居宅介 き アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
指定年月日	種類とサービスの	訪問看護ステーション等 又は居宅介護支援事業所若し くは居宅介護支援事業所	お問看護っては居宅の	は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者 しく またる事務所 の所在地	指定訪問素は居宅介護
指 定 年 月	居宅サービスの	介護事業所若し 外護事業所若し	まで は居宅介 は居宅介 は居宅介 は居宅介 また おきまん かんしょう かんしゅう かんしゅ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゃ かんしゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん	受支援事業者 員護事業者等しく で支援事業者等又	

ミオの家	弘 医 生 療 会 法 人	会 社 本 代 式 ホ	明 株式会社
中八二 中八二 東	野市小山田町三七九一五	香芝市高山台	九六一一
アイサー アイサー	世 明 明 か ま か ま る の よ る の よ る の れ の よ る の れ の に に る に る に る に る に 。 に 。 に る に る に 。 に 。 に る 。 に る 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に	た ル き る と ね ン ョ ン テ ン ョ ン テ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ ン ラ	堂 ビスサー
中八二 中八二	香芝市関屋北	香芝市高山台	九六 — 一
護予防通所介護	護予防訪問介護及び介	訪問介護、居宅 介護支援事業及 が介護予防訪問	護予防通所介護及び介
日 年 平成二十三	年一年一月一日	日 年 一月一月一	日 年 平成二十三月一